

	木竹の有無及び処理	有 無
	樹種、樹高、本数	
	跡地の処理方法	
建築物の色彩の変更	現 色 彩	屋根材料及び色彩 外壁材料及び色彩
	新 色 彩	屋根材料及び色彩 外壁材料及び色彩
水面の埋立て又は干拓	施行目的及び方法	
	工 事 面 積	
	跡地の処理方法	
屋外における土石、 廃棄物又は再生資源 のたい積	たい積物の種類	土石、廃棄物、再生資源
	たい積物の名称	
	たい積物の色彩	
	たい積物の高さ	メートル
	施 行 面 積	平方メートル
行為の着手及び完了 の 予 定 日	年 月 日から 年 月 日まで	
そ の 他	他 の 法 令 に よ る 許 認 可	
	こ の 申 請 前 に お け る 許 可 の 有 無 内 容	
備 考		
市長の記載事項※	参考となるべき事項	

- (注) 1 申請者欄の氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
 2 該当事項を○印で囲んでください。
 3 ※印欄には、申請者は記入しないでください。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第335号の2

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項
 熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項(平成4年熊本県告示第261号の14)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「政令第4条第2項各号」を「政令第5条第2項各号」に改める。
 第17条中「次の各号に該当するに至った場合には、それぞれ当該各号に該当する」を「熊本県外へ住所を移動した場合で、法、政令又はこの要項に定める貸付要件の確認が困難となったときは、当該」に改め、各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が他の公的奨学金の貸付け又は給付を受けようになったときは、当該事由が生じた日の属する月から将来に向かって貸付けをやめるものとする。

別記第1号様式を次のように改める。